

浜松市市民音楽ホールにおける教育関係団体の認定及び使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市市民音楽ホール条例施行規則（令和2年浜松市規則第36号。以下「規則」という。）第5条に規定する教育関係団体の認定及び第7条に規定する使用料の減免に関し必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 教育関係団体の認定は、次に掲げる要件を満たしている団体について行うものとする。

- (1) 会則、規約等により市民の文化の振興に資することを団体の目的又は活動内容としていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の過半数が浜松市に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (4) 定期的、継続的に活動する団体で、年間計画に基づき年6回以上浜松市市民音楽ホールを利用する団体であること。
- (5) 営利を目的としない団体であること。

(認定)

第3条 規則第5条の規定による認定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した教育関係団体認定（更新）申請書（様式第1号）に団体の会則又は規約、会員名簿、活動内容が確認できるものとして事業計画書等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の名称及び住所又は所在地
- (2) 代表者の氏名及び住所並びに連絡先
- (3) 連絡責任者の氏名及び住所並びに連絡先
- (4) 会員数
- (5) 団体の目的
- (6) 活動内容
- (7) 年間利用計画

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その認定の適否について教育関係団体認定（更新）結果通知書（様式第2号）により、当該申請者に申請日から30日以内に通知する。

(認定内容の変更)

第4条 第3条の規定により認定された教育関係団体は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、速やかに教育関係団体認定申請事項変更届（様式第3号）に市長が必要であると認める書類を添えて提出しなければならない。

2 申請内容の変更が生じたにもかかわらず、前項における届出がされないときは、申請内

容に誤りがあるものとみなし、教育関係団体としての取扱いはしない。

- 3 第3条の規定により認定された教育関係団体が、その認定の取消を受けようとする場合は、速やかに教育関係団体認定取消届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（認定有効期間）

第5条 教育関係団体の認定の有効期間は5年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、認定日から4年を経過した後の3月31日を満了日とする。

- 2 前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の2か月前から有効期間満了日までの間に、教育関係団体認定（更新）申請書（様式第1号）を提出しなければならない。この場合においては、第3条の規定を準用する。

（認定団体の取消し）

第6条 市長は、教育関係団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すものとする。

- (1) 第2条の規定による認定要件を満たさない事由が発生したとき。
- (2) 施設利用に係る遵守事項を守らないとき。
- (3) 虚偽の申請によって認定を受けたとき。
- (4) 第4条第3項の規定による認定取消願届の提出があったとき。

- 2 市長は、前項の取り消しを行ったときは、教育関係団体認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（使用料の減免）

第7条 規則第7条第1項に規定する市長が別に定めるものが利用する場合とは、別表に掲げる団体が利用する場合をいう。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は令和3年6月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	区 分	摘 要	
1	身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体	障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体	
2	高齢者の団体	高齢者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取扱いに関する要綱により認定された団体	
3	市内の各町自治会	自治会が利用する場合（規則第7条第1項第2号）	
4	浜松市自治会連合会	単位自治会連合会で構成される連合体であり、地区・区・浜松市の各自治会連合会をいう。	
5	地区コミュニティ協議会	浜松市地区コミュニティ協議会認定要綱により認定された団体	
6	市内の地区社会福祉協議会	全市域又は地域社会において、市の施策と一体となって地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち市長が別に定めるものが利用する場合（規則第7条第1項第5号）	
7	浜松市青少年健全育成会連絡協議会		
8	市内の中学校区青少年健全育成会		
9	浜松市遺族会		地区支部も含む。
10	浜松市自主防災隊連合会		地区連合会も含む。
11	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの。	
12	警察署地域安全協議会及び交番連絡会	活動団体に浜松市内を含んでいる団体	
13	浜松市保護司会	区保護司会を含む。	
14	浜松市民生委員会・児童委員協議会	区協議会、地区協議会を含む。	
15	浜松市人権擁護委員協議会及び浜松市人権擁護委員協議会	市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているものうち市長が別に定めるものが利用する場合（規則第7条第1項第6号）	
16	浜松市消防団		支団、方面隊、分団を含む。
17	浜松市水防団		分団を含む。
18	浜松市スポーツ推進委員会連絡協議会		区スポーツ推進委員会連絡協議会を含む。